

社会福祉法人西念保育園 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西念保育園の法人業務に伴う理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給するものとする。

区 分	1日あたりの額
住所地在金沢市内にある者	実費
その他の者	実費

2 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人西念保育園旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額の旅費を支給する。旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人西念保育園旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程を適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年4月1日 一部改訂